

胆振から死亡労働災害を撲滅しよう！

室蘭労働基準監督署独自スローガン

現場力で築く だれもが安心して働ける**いぶり**

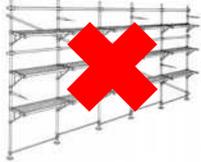
令和5年度以降の法改正のうち、特にご留意していただきたい改正事項についてとりまとめましたので、ご確認ください。また裏面にリーフレット等の情報を掲載しておりますので、ご活用ください。

項目		施行期日							
		令和5年度				令和6年			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
足場	点検者の指名、記録・保存事項の追加			R5. 10. 1から					
	一側足場の使用範囲の明確化					R6. 4. 1から			
荷役作業	昇降設備の設置・保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲拡大			R5. 10. 1から					
	テールゲートリフター特別教育義務化				R6. 2. 1から				
化学物質	ばく露を最小限度にすること	R5. 4. 1から							
	ばく露を濃度基準値以下にすること *濃度基準値設定物質のみ					R6. 4. 1から			
	皮膚等障害物質への直接接触の防止 *健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質は義務化	R5. 4. 1から努力義務					R6. 4. 1から義務		
	がん原生物質の作業記録の保存	R5. 4. 1から							
	保護具着用管理者の選任義務化					R6. 4. 1から			
	別容器保存時の措置の強化	R5. 4. 1から							
	安衛法第31条の2の対象設備の範囲拡大	R5. 4. 1から							
	特別化学物質の有害性等揭示の対象の拡大			R5. 10. 1から					
	防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の新設 *～R3.9.30猶予期間あり			R5. 10. 1から					
	溶接	金属アーク溶接等作業主任者の新設				R6. 1. 1から			
石綿	有資格者による事前調査の実施			R5. 10. 1から					
	一人親方等に対する保護措置の義務化	R5. 4. 1から							
	騒音ガイドラインの改訂	R5. 4. 1から							
	時間外労働の上限規制（働き方改革）					R6. 4. 1から			

足 場

幅が1メートル以上の場所には、一側足場ではなく、**本足場の使用が義務付けられます。**
また、点検者をあらかじめ指名すること、組立・変更・悪天候等後の点検者の氏名の記録が義務付けられます。

一側足場の例



改正の概要



通 達



荷 役 作 業

昇降設備の設置・保護帽の着用が義務付けられている貨物自動車の範囲が**最大積載量5トン以上から2トン以上に拡大**されます。

昇降設備の例



改正の概要



通 達



化 学 物 質

化学物質について、**法令順守型の規制から自律的な管理**を基軸とする規制に大きく改正されました。

改正の概要



自律的な管理



保護具



溶 接 ヒ ュ ー ム

令和4年4月1日から特定化学物質作業主任者の選任が義務付けられましたが、新たに「**金属アーク溶接等作業主任者**」を選任することができるようになります。



改正の概要



リーフレット



石 綿

令和5年10月1日着工の工事から、「建設物石綿含有建材調査者」の有資格者が事前調査を行う必要があります。



石綿ポータルサイト



リーフレット



一 人 親 方 等

危険有害な作業を行う**個人事業者等の保護措置が義務付けられます。**



リーフレット



騒 音

騒音障害防止のためのガイドラインが改訂されました。



ガイドライン



リーフレット



働 き 方 改 革

平成31年4月1日に施行され、建設業等業種及び業務に対し適用が猶予されていた**時間外労働の上限規制が適用**されます。



リーフレット



様 式

